

民主化闘争情報

No. 973

2018年2月23日
発行 日本鉄道労働組合連合会
(JR連合)

厚生労働省は、2月20日、マスコミ各社が報じているとおり、JR東労組から通知を受けた「争議行為の実施内容」を公表した。記載されている争議行為の「開始日」は「平成30年3月2日以降」とあり、また「争議行為の概要」としては、「全組合員（助役を除く）による本来業務以外に対する非協力（自己啓発活動等）の形式による争議行為の実施（今争議行為により列車運行に支障をきたすことはない）」とある。また、「場所」については、計19箇所¹に及ぶ運転関係職場（東京17箇所、千葉2箇所）が指定されている。

JR東労組が会社・厚労省・中労委へ「争議予告」を実施 3月2日以降に「非協力闘争」なる怪しげな運動 これは声高に誇示するような「争議行為」なのか・・・？

厚生労働省への争議予告とは、労働関係調整法第37条に基づき、「公益事業（運輸²）の争議行為について、少なくとも10日前までに労働委員会及び厚生労働省への通知を義務付けられているものである。この度通知された、JR東労組の「非協力の形式による争議行為（以下、非協力闘争）」とは何であろうか。「今争議行為により列車運行に支障をきたすことはない」ならば、何のための予告なのか。

「非協力闘争」については、JR東労組闘争準備指令第2号〔東京地本闘争委員会FAXニュースNo.9（2月14日付）に掲載〕では、「休日勤務、時間外労働、勤務変更、自己啓発活動など、本来業務以外を実施しない」と指示されていた。しかし、今予告では「自己啓発活動等」という表現に留まり、JR東労組の「中央闘争委員会情報No.3（2月19日付）」では、「本来業務以外の勤務時間外に自己啓発活動等はおこないません！」と記載されている。この「変化」は何を意味するのだろうか。

「闘ってます」感を出すだけの単なるパフォーマンスか??

関係者からは、3月17日予定のダイヤ改正を目前に控え、時間外労働も行いつつ様々な準備に勤しむ組合員らから、当初の指示に対し、相当な反発があったということも耳にする。36協定を締結している第一組合でありながら、「休日勤務や時間外労働、勤務変更に応じないというのは、無責任極まりない」し、さらには「業務命令に逆らってどこまでやるのか！責務放棄せよということか！？」という怒りの声が挙がったであろうことは、想像に難くない。だからこそ指示内容を絞り、大量脱退で‘内部崩壊’が進む組織を防御するべく、いつの間にか当たり障り無い運動にすり替え、「闘ってます」感を醸し出すことに腐心したのではないだろうか。

JR東日本が推進する、社員が自己の時間に行う活動の代表例として「My Project」なる改善・自己啓発活動があり、社員が自らの会社や業務を改善し、成長するための自己啓発活動と位置付けられている。これに「協力しない」ということの意味合い・評価はさておき、今回の予告通知の意味合いは不可解極まりない。厚労省や中労委も理解に苦しんだのではないだろうか。内部からは、「自己啓発活動等」が何を指すのか、「等」には何を含めるのか、何に対する「非協力」なのか、困惑の声が広がっているようだ。JR東労組はどこに進もうとしているのか。スト権確立の目的を達成せずして拳を引っ込めれば、異常性と独善性がより際立つだけ。プライドにかけて‘豹変’は許されないだろう。